

## 特定非営利活動法人補助金制度の課題について

### 1 制度の趣旨・特徴

本市に市民等からの寄付金を積み立てた「よこすか元気ファンド」を原資とした NPO 法人に対する補助金制度で、平成 21 年にスタートしている。

NPO 法人の行う市民公益活動を支援するとともに、市民が NPO 法人等を支える環境づくりを推進することを目的としている。

原資である寄付には複数の種類及び方法が設定されており、その方法に応じて補助金の種類が異なる。

### 2 現行制度について

#### (1) 支援対象

本市に主たる事務所があり、事前登録手続きを行った特定非営利活動法人。

#### (2) 原資

市民等からの寄付を積み立てた「NPO 支援基金（よこすか元気ファンド）」を原資とする。よこすか元気ファンドへの寄付は、横須賀市（自治体）への寄付扱いとなるため、寄付者の住民税及び所得税が控除される。

寄付は、以下の方法及び種類により行うことができる。

種類 方法	団体希望寄付 支援団体を指定して する寄付	分野希望寄付 支援分野を指定して する寄付	一般寄付 団体や分野を指定せず、 市民公益活動全般を 支援する寄付
個人・企業による 直接寄付(募金箱含む)	○	○	○
党書締結企業 定期寄付 (社会貢献型自動販売機等)	○	○	○
ふるさと納税	×	×	○
寄付金の用途	●特定非営利活動法人 補助金 (団体希望寄付分)	●特定非営利活動法人 補助金 (分野希望寄付分)	●市民協働推進補助金 ●市民公益活動人材育 成研修受講奨励金 ●よこすか元気ファン ド周知事業 等
備考	団体希望寄付・分野希望寄付はあくまで「希望」 であるため、必ずしも希望通りに助成できるも のではない旨を寄付申込書に明記している。		

**特定非営利活動法人補助金**

### (3) 支援内容

前年度の寄付を原資として、申請があった団体へ、次のように補助金を支出する。

**団体希望寄付補助金**…団体希望寄付を原資とした補助金

補助申込上限額＝当該団体への希望寄付合計額

**分野希望寄付補助金**…分野希望寄付を原資とした補助金

補助申込上限額＝（当該団体が活動する分野への希望寄付合計額※）  
 ÷（当該活動分野に登録されている団体数）

※前年度までに補助金として支出されなかった繰越分を含む。

当該年度に補助金として支出されなかった分については、翌年度以降へ繰り越す。

## 3 課題

### (1) 申請件数の伸び悩み

例年、申請団体はほぼ固定されており、申請件数・補助金額が伸び悩んでいる。

原因として、申請事務にかかる負担に対し申請可能額が低いことが考えられる（実際に窓口にて団体から同様の趣旨のご意見をいただくことがある）。

#### 【直近の実績】

（単位：団体数、件数）

年度		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平均申請率
元気ファンド登録法人数		51	51	50	48	47	—
申請可能額 ごとの 団体数（申請件数）	0円	24	16	5	4	4	0%
	～5,000円	11	6	25(2)	27(2)	27(3)	7%
	～10,000円	3	16(1)	7(2)	5	4	9%
	～30,000円	9(3)	1(1)	3(1)	8(3)	8(1)	31%
	～50,000円	1(1)	9(3)	8(3)	3(1)	3(1)	38%
	～100,000円	0	1(1)	1(1)	0	0	100%
	～300,000円	2(2)	1(1)	0	0	0	100%
	～506,000円	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	100%
申請件数		7	8	10	7	6	—

### (2) 登録団体がない分野への寄付の扱い

現状はないが、登録団体がない分野への分野別希望寄付があった場合、登録団体ができて補助金の申請が出るまで基金が繰り越しされてしまう。

（登録のない分野）

- ・15：科学技術の振興を図る活動
- ・18：消費者保護の活動
- ・20：都道府県、指定都市の条例で定める活動

### (3) 「分野希望寄付」の落ち込み

「分野希望寄付」は、社会貢献型自動販売機や企業による寄付がほとんどを占めており、これは企業と覚書を締結することにより、売り上げ等に応じて一定程度寄付が入るものである。覚書締結の際に寄付分野を定めることができるが、ほとんどは分野を定めない「一般寄付」が多い。

また、社会貢献型自動販売機については、市の施設に設置されるものがほとんどを占めている。市の施設に設置する場合は入札により決定するが※、入札のため賃借料を上げ利益率を下げているなかで、更に売り上げに応じた額を寄付として納付することは、自動販売機設置業者からすると厳しい。

#### 【「分野希望寄付」における寄付の方法別の収入】

	平成 26 年	平成 28 年	平成 30 年	令和 2 年	令和 4 年
分野希望寄付 (円)	342,241	174,754	138,334	79,260	131,628
覚書締結企業 (円) (社会貢献型自動販売機)	133,011	140,184	127,834	70,440	97,693
覚書締結企業 (円) (自動販売機以外)	59,230	24,570	5,500	8,820	3,990
一般寄付(円) (個人・企業)	160,000	10,000	5,000	0	30,000
自動販売機の台数 (台)	118	143	138	150	91

※平成 23 年度設置分から一括入札となった。入札条件に寄付を義務付けることはできないため、制度のお知らせを行っている。

## 4 制度を支える基金の現状について

### (1) 制度を支える基金の現状

特定非営利活動法人補助金の原資は寄付の種類では、「団体希望寄付」と「分野希望寄付」であるが、この部分に寄付が集まりにくい現状がある。

(円)

	平成 26 年	平成 28 年	平成 30 年	令和 2 年	令和 4 年
団体希望寄付	1,369,944	1,029,797	914,376	533,142	515,177
分野希望寄付	342,241	174,754	138,334	79,260	131,628
一般寄付	2,829,125	3,224,928	2,446,156	1,846,100	2,558,005

▼一般寄付には、ふるさと納税も入る

▼平成 27 年にふるさと納税の「ワンストップ特例制度」が導入され、税務署での確定申告における控除申請の省略が可能となった

### (2) 寄付の方法とその促進策

寄付は個人や企業の自主的な気持ちの表れであり、これを要求することについては議論があるが、地域コミュニティ支援課では基金制度のパネル展示やポスターの掲示等、理解を得て寄付の促進を図ることを目的とし、制度のPRを実施している。

特定非営利活動法人補助金の原資となる「団体希望寄付」「分野希望寄付」のうち、「団体希望寄付」については、登録団体が各自、団体のPRや活動に対する理解を得る努力をすることで集

められる部分であるのに対し、「分野希望寄付」については20の分野があるうえ、横須賀市の他の基金※にも目的が似たジャンルがあることから、「NPO法人に特化した個別の分野」に対し支援をしたいという気持ちを引き起こすことが難しい。

※横須賀市の他の基金（一例）

福祉基金・「よかった ありがとう。」基金・いのちの基金・美術品等取得基金・子育て基金  
スポーツ基金・観光立市推進基金・消防救急基金 等

## 5 課題に対する対応の方向性（たたき台）

### （1）一般寄付分から一律の金額を上乗せする

申請に対する事務負担と、補助金額のバランスを考え、団体希望寄付補助金・分野希望寄付補助金に一律の金額を加えた金額を補助申請可能額とし、制度をより利用しやすいものとする。

### （2）分野の統合

現在、登録団体のない分野があること、また、分野ごとに寄付の入りかたに差があるため、特定非営利活動促進法に沿った20の特定非営利活動の分野を少数に統合し、まとまった補助金額になるよう調整する。

### （3）分野・団体別の寄付が入るような仕組みの構築

#### ①寄付者と団体の交流イベント

寄付者が選んだ団体と直接交流ができる。寄付者が寄付先のNPOの活動を直接見聞きし、関係を深める機会を提供することが重要。

#### ②団体から寄付者へ、特典や感謝の意を示す方法

この寄付は自治体あて寄付ではあるが、補助金申請後、審査を経たのちに団体へ交付されるので、交付が決定した際に団体から感謝状や記念品を送付したり、団体のイベントに無料招待するなどの特典をつけるなどし、寄付者へ対して寄付の使い道がイメージできるようにする。

（留意点）

- ・分野は20あり、分野ごとに登録している団体の数が違うので補助金交付が満遍なくできる金額の寄付を集めることは難しい
- ・特定の分野にのみ寄付を呼び掛けることは難しい
- ・元気ファンドに対する寄付は協力証（1万円以上）や感謝状（30万円以上）を贈呈している

#### ③覚書締結企業へ分野希望寄付の呼びかけ

現在、覚書締結企業（主に社会貢献型自動販売機）からの寄付は、一部を除きほとんどが「一般寄付」となっているため、各企業へ分野希望寄付への切り替えの検討を呼びかける。

#### (4) 分野希望寄付をなくし、一般寄付と団体希望寄付のみとする

補助金上限額を一律（上限5～10万円程度）に設定し、現行のように書類審査で交付できるようにする。団体希望寄付が入った団体にのみ、団体寄付額分を加算する。

（留意点）

- ・ 市民協働推進補助金との区別（管理費に対する補助）
- ・ 応募団体が現在の団体数（概ね10団体程度）を大きく超える場合、審議会での審査が難しくなる可能性がある（新たな専門部会の設置）

### 6 特定非営利活動法人補助金これまでの経緯

時 期	内 容
平成 21 年（2009 年）	一般寄付から、団体希望寄付額の半額を上乗せするインセンティブのある制度としてスタート。 基金登録団体を広く寄付によって支える制度となる。
平成 27 年（2015 年） 11 月	団体希望寄付補助金の上乗せ制度のあり方について審議。
平成 28 年（2016 年） 1 月	「団体希望寄付補助金の上乗せを廃止する」見直し案について、事務局から全委員に意見照会を行う。
平成 28 年（2016 年） 2 月	見直し案に対する否定的意見はなかったため、市民協働審議会から「団体希望寄付補助金の上乗せを廃止する」ことを位置付けた答申をする。
平成 28 年（2016 年） 4 月 ～平成 29 年（2017 年） 3 月	特定非営利活動法人補助金、翌年度交付分から団体希望寄付補助金の上乗せを廃止する改正について、市民に周知。
平成 29 年（2017 年） 4 月～	改正後の制度運用を開始。